

## プロポーザルに係る質問への回答について

上越市総務部行政イノベーション課

業務の名称:上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル

上記案件について、以下のとおり質問がありましたので回答いたします。

No.	質問事項	回答
1	<p>【該当資料】 10_別紙1 上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託仕様書.pdf 3/8ページ 1. 規模要件 (2)システム利用要件</p> <p>【質問事項】 「端末台数:200台」と記載がございますが、統合滞納管理システムをメインで使用される(参照だけでなく、更新等を行う)、同時接続台数は何台でしょうか？</p>	70台程度を想定しています。
2	<p>【該当資料】 10_別紙1 上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託仕様書.pdf 4/8ページ 4. 共通機能について (6)統合収納管理機能・公営住宅システムについて</p> <p>【質問事項】 公営住宅システムでは「住宅使用料(市営・県営)」と「駐車場使用料(市営・県営)」の滞納データを管理せず、統合滞納管理システムで管理する認識で相違ありませんでしょうか。 また、上記の収納データは公営住宅システムから直接統合滞納管理システムへ連携する想定でしょうか。それとも、統合収納管理システムを介して統合滞納管理システムへ連携する想定でしょうか。</p>	「住宅使用料(市営・県営)」と「駐車場使用料(市営・県営)」の滞納データは、統合滞納管理システムで管理します。 上記の収納データは公営住宅システムから直接統合滞納管理システムへの連携を想定しています。
3	<p>【該当資料】 10_別紙1 上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託仕様書.pdf 4/8ページ 4. 共通機能について (6)統合収納管理機能・公営住宅システムについて</p> <p>【質問事項】 ・統合収納管理システムと公営住宅システムの、各提供事業者名及びパッケージ名をご教示ください。 (連携元となるシステムが統合収納管理システムと公営住宅システム以外にもございましたら、そちらも併せてご教示ください。)</p>	収納管理システムは株式会社BSNアイネットの「総合行政システム」を利用予定です。公営住宅システムは、同社製品であり現在当市で運用中の「公営住宅管理システム」を改修する予定です。 なお、連携元は現在のところお見込みの2システムを想定しています。
4	<p>【該当資料】 10_別紙1 上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託仕様書.pdf 4/8ページ 5. 移行及び連携への対応 (1)移行における対応</p> <p>【質問事項】 「現行システムからのデータ抽出、標準レイアウトへの変換作業は現行システム開発業者が行う」と記載がございますが、移行元となる滞納管理システムの提供事業者名、及びパッケージ名をご教示ください。また、使用される基本データリストの業務ID及び版数をご教示ください。 (移行元となるシステムが複数ある場合、全てのシステムについてご教示ください。)</p>	移行元システムは富士通Japan株式会社の統合滞納管理V1です。また、移行に使用する基本データリスト等は、委託業者決定後、移行元ベンダーで協議の上決定します。
5	<p>【該当資料】 10_別紙1 上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託仕様書.pdf 4/8ページ 5. 移行及び連携への対応 (1)移行における対応</p> <p>【質問事項】 弊社では3段階(仮移行、移行リハーサル、本番移行)の移行作業を想定しております。現行の収納・滞納システムから各時点(3回分)のデータを提供いただく必要がございますが、ご対応いただけますでしょうか。</p>	全体で最大6回の移行データ抽出を予定しています。ただし、時期等、詳細は委託業者決定後、移行元ベンダーと調整を行います。

No.	質問事項	回答
6	<p>【該当資料】 公告全般</p> <p>【質問事項】 統合滞納管理システムで管理する全ての税・料金についてご教示ください。 (子ども子育て支援の保育料他の詳細や、標準化対象20業務以外も含めご教示ください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市県民税</li> <li>・法人市民税</li> <li>・固定資産税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・介護保険料</li> <li>・後期高齢者医療保険料</li> <li>・保育料</li> <li>・市営住宅使用料</li> <li>・県営住宅使用料</li> <li>・市営住宅駐車場使用料</li> <li>・県営住宅駐車場使用料</li> </ul>
7	<p>【該当資料】 公告全般</p> <p>【質問事項】 運用期間において、統合滞納管理システムの検証環境のご提供は必要でしょうか。</p>	<p>必要です。</p>
8	<p>【該当資料】 公告全般</p> <p>【質問事項】 下記の機能は必須(統合滞納管理システムの調達範囲内)である認識で相違ありませんでしょうか。</p> <p>①権限管理 ・滞納担当課様では全ての税・料金を閲覧、更新可能とし、各原課様では担当する税・料金のみを閲覧、更新可能とする。</p> <p>②納入促進員管理 ・納入促進員や交渉経過等を管理し、復命書や徴収実績リスト等の印刷を行う。</p>	<p>①お見込みのとおりです。 ②必須ではありません。</p>
9	<p>上越市統合滞納管理システム標準化対応業務委託 公募型プロポーザル実施要領 1(5)提案上限額</p> <p>既存システムからの移行データ出力費用は含まれない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>(別紙1)上越市統合滞納管理システム 標準化対応業務委託仕様書 第2章 5(1)</p> <p>データ移行について、移行元システムから提供される移行用のデータレイアウトに関して、当社が指定するレイアウトで提供いただくことは可能でしょうか。</p> <p>不可の場合、想定されるレイアウトをご教示ください。</p> <p>※例 統合滞納管理 項目定義書、税滞納管理 データ要件、ベンダー独自レイアウト</p>	<p>任意のレイアウトでの提供は予定していません。 標準仕様書の統合滞納管理項目定義書によるレイアウトを予定しています。</p>
11	<p>(別紙1)上越市統合滞納管理システム 標準化対応業務委託仕様書 第2章 5(1)</p> <p>移行対象データとして、保有しているデータが対象となる場合、過去何年分程度が対象となりますが、またデータの保存期限などはございますか。</p>	<p>2005年度(平成17年度)以降のデータの移行を想定しています。 ただし、継続中の滞納処分(差押、交付要求等)のデータは全件(平成17年度より前の滞納処分12件)を移行対象とします。 保存期限を設けることは想定していません。</p>
12	<p>統合滞納管理システムを利用する部署名(部・課・係)をご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納課</li> <li>・各区総合事務所市民生活・福祉グループ</li> <li>・南出張所</li> <li>・北出張所</li> <li>・国保年金課</li> <li>・幼児保育課保育係</li> <li>・建築住宅課公営住宅係</li> <li>・高齢者支援課賦課給付係</li> </ul>

No.	質問事項	回答
13	<p>現在の運用イメージをご教示ください。現在の運用フローまたは、独自要件(運用)と想定される事項をご教示ください。</p> <p>※例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納課に各所管課から債権の移管・返還を行っている</li> <li>・各所管課は個別に徴収している、部署をまたぐ閲覧権限等は発生していない</li> <li>・徴収は各所管課で実施しているが、情報閲覧等は横断的に実施できる(または特定の部署のみ閲覧ができる)</li> </ul>	<p>現在のシステム運用においては、「収納管理システムと連携中の債権」および「各課からCSVで移管・返還される債権」を管理対象としています。(なお、標準化移行後は各課からCSVで連携するデータはなくなる予定です)</p> <p>徴収業務は収納課および各科目の所管課が担当しますが、システム上の操作権限は部署ごとに以下の通り制限しています。</p> <p>収納課: 全科目のデータを閲覧・更新  その他の課: 自部署が所管する科目のデータに限定して閲覧・更新</p>
14	<p>(別紙1)上越市統合滞納管理システム 標準化対応業務委託仕様書 第2章 4(5) 滞納管理システムで取り扱う業務として「住宅使用料」「駐車場使用料」との連携が必要となっております。</p> <p>滞納管理システムで取り扱う税目(業務)を全てご教示下さい。  (例: 固定資産税、個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、法人住民税 など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市県民税</li> <li>・法人市民税</li> <li>・固定資産税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・介護保険料</li> <li>・後期高齢者医療保険料</li> <li>・保育料</li> <li>・市営住宅使用料</li> <li>・県営住宅使用料</li> <li>・市営住宅駐車場使用料</li> <li>・県営住宅駐車場使用料</li> </ul>
15	<p>(別紙1)上越市統合滞納管理システム 標準化対応業務委託仕様書 第2章 4(5) 統合滞納管理システムで取り扱うすべての科目について、以下情報をご提供ください。</p> <p>(1) 取り扱う科目ごとの連携元システム名、導入ベンダー  (2) 取り扱う科目ごとの移行元システム名、導入ベンダー</p>	<p>○以下の科目は株式会社BSNアイネットの総合行政システムからの移行・連携を予定しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市県民税</li> <li>・法人市民税</li> <li>・固定資産税</li> <li>・軽自動車税</li> </ul> <p>○国民健康保険税は国民健康保険市町村事務処理標準システムからの移行・連携を予定しています</p> <p>○以下の科目は株式会社富士通Japanのパッケージからの移行を予定しています。なお、連携元ベンダー(移行先ベンダー)は未定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料(自治体ソリューション MCWEL介護保険 V2)</li> <li>・後期高齢者医療保険料(自治体ソリューション MCWEL後期高齢者 V1)</li> </ul> <p>○以下の科目は株式会社富士通JapanのMICJET MISALIO システムからの移行を予定しています。なお、移行先ベンダー(連携元ベンダー)は未定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料(自治体ソリューション MICJET MISALIO子育てソリューション MICJET MISALIO子ども・子育て支援システム V1)</li> </ul> <p>○以下の科目は株式会社BSNアイネットの「公営住宅管理システム」からの移行・連携を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅使用料</li> <li>・県営住宅使用料</li> <li>・市営住宅駐車場使用料</li> <li>・県営住宅駐車場使用料</li> </ul> <p>○なお、公営住宅使用料を除く各科目は株式会社BSNアイネットの統合収納管理システムを経由してデータ連携を行います。また、公営住宅使用料は、直接統合滞納管理と連携を行います。(統合収納管理のデータ連携フォーマットを使用する予定です)</p>

No.	質問事項	回答
16	機能要件 共通機能標準仕様書(第2.6版):全体バージョン第9.0版と指定されていますが、弊社パッケージの全体バージョン第9.0版対応バージョンの社内リリース予定日は令和9年3月末を予定しています。実際のシステムを使っての顧客向け検証可能時期は、令和9年4月以降の弊社システムテスト後を予定していますが問題ございませんか。	本稼働は令和9年10月としています。この予定に間に合うよう適切なスケジュールをご提案ください。
17	機能要件 EUC機能について、「個別の業務システムにて実装する」とございます。こちらについて、共通機能標準仕様書に記載のEUC機能を個別の業務システムで実装することには対応できないため、EUC機能で利用するデータソースを提供する機能を実装する予定です。具体的には要件確認工程で抽出条件、出力項目を確定し、職員様自身が表計算等を用いて活用できるデータを出力する機能を実装する想定ですが、問題ございませんか。	統合滞納管理システムからCSVデータを抽出する機能で代替可能です。
18	(別紙2)評価項目一覧表(二次審査用) 情報処理技術者が参加するかとの記述がありますが、取得している資格の種類、参加者数で評価点数等に影響はございますか。	評価項目の一つとして他の項目と合わせて総合的に評価を行います。
19	(別紙3)接続概念図 接続概念図について、「接続については別途協議」とございますが、協議するタイミング等の想定をご教示ください。	委託業者決定後、接続部分を委託するベンダーと別途協議を行っていただきます。
20	機能要件書 滞納管理システムで出力・利用する想定納付書種類をご教示ください。(連携元システムや、科目ごとに納付書仕様が異なる場合) また納付書の仕様について、標準仕様書で定めるレイアウトとは異なる、または独自の編集項目や印字項目が発生する場合、情報提供をお願いいたします。	基幹系業務標準化で定める納付書のほか、公営住宅システムで使用する納付書の出力・利用を想定しています。 独自の編集・印字項目の利用は想定していません。
21	機能要件書 準拠すべき規定について、「デジタル庁が示す適合確認試験に合格すること。」と記載がございしますが、デジタル庁より統合滞納管理システムに関しては適合試験の対象外となることから適合試験を予定しておりません。※尚、共通機能標準仕様書の要件に適合しております。 上記内容についてご教示ください。	共通機能標準仕様書の要件に適合することで問題ありません。